

■特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ

分類番号	分類項目名	特定技能外国人が従事する業務区分								
		機械金属加工	電気電子機器 組立て	金属表面処理	紙器・段ボール箱製造	コンクリート 製品製造	R P F 製造	陶磁器製品 製造	印刷・製本	紡織製品製造
11	繊維工業								○	○
141	バルブ製造業	○	○		○				○	
1421	洋紙製造業	○	○		○				○	
1422	板紙製造業	○	○		○				○	
1423	機械すき紙製造業	○	○		○				○	
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	○	○		○				○	
1432	段ボール製造業	○	○		○				○	
144	紙製品製造業	○	○		○				○	
145	紙製容器製造業	○	○		○				○	
149	その他のバルブ・紙・紙加工品製造業	○	○		○				○	
15	印刷・同関連業								○	
18	プラスチック製品製造業	○	○	○					○	
2123	コンクリート製品製造業					○				
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業						○			
2143	陶磁器製置物製造業						○			
2211	高炉による製鉄業	○								
2212	高炉によらない製鉄業	○								
2221	製鋼・製鋼圧延業	○								
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○								
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○								
2234	鋼管製造業	○								
2291	鉄鋼シャースリット業	○								
2299	他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）	○								
2441	鉄骨製造業	○								
2443	金属製サッシ・ドア製造業	○		○						
2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）	○								
2461	金属製品塗装業	○								
2499	他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）	○								
3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）					○				
484	こん包業	○	○		○					
2194	鋳型製造業（中子を含む）	○								
225	鉄表形材製造業	○								
235	非鉄金属素形材製造業	○								
2422	機械刃物製造業	○								
2424	作業工具製造業	○								
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	○								
245	金属素形材製品製造業	○								
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○						
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○						
2465	金属熱処理業	○								
2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）			○						
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○								
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）	○								
26	生産用機械器具製造業	○								
27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）	○								
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○				○		
29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）	○	○	○				○		
30	情報通信機械器具製造業	○	○	○				○		
3295	工業用模型製造業	○								

※想定する組合せに○を記載。なお、○がない組合せによる受入れは、事業所が行う産業の実態や特定技能外国人が従事する作業の内容等によってはあり得る。